

平成26年第4回辰野町議会臨時会会議録

1. 招集告示年月日 平成26年7月18日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成26年7月24日 午前10時00分
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 宇治徳庚 | 2番  | 成瀬恵津子 |
| 3番  | 根橋俊夫 | 4番  | 三堀善業  |
| 5番  | 岩田清  | 6番  | 矢ヶ崎紀男 |
| 7番  | 熊谷久司 | 8番  | 永原良子  |
| 9番  | 堀内武男 | 10番 | 船木善司  |
| 11番 | 中谷道文 | 12番 | 垣内彰   |
| 13番 | 宮下敏夫 | 14番 | 篠平良平  |

6. 会議事項

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 平成26年度辰野町一般会計補正予算（第2号）

日程第4 議案第2号 損害賠償の額の決定および和解について

日程第5 報告事項 専決処分の報告について

7. 地方自治法第121条により出席した者

|             |       |             |      |
|-------------|-------|-------------|------|
| 町長          | 加島範久  | 副町長         | 武居保男 |
| 教育長         | 古村仁士  | 総務課長        | 中村良治 |
| まちづくり政策課長   | 山田勝己  | 産業振興課長      | 飯澤誠  |
| 建設課長        | 漆戸芳樹  | 住民税務課長      | 向山光  |
| 保健福祉課長      | 一ノ瀬元広 | 水道課長        | 小野耕一 |
| 会計管理者       | 宮原修二  | 教育次長        | 百瀬辰夫 |
| 辰野病院事務長     | 赤羽博   | 福寿苑事務長      | 宮原正尚 |
| 消防署長        | 林国久   | 社会福祉協議会事務局長 | 守屋英彦 |
| 保健福祉課福祉専門課長 | 河手潤子  |             |      |

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 武井 庄 治

議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 6 番 矢ヶ崎 紀 男

議席 第 7 番 熊 谷 久 司

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。先日 7 月の 22 日は関東甲信越地方にも梅雨明けが宣言されました。昨年より 16 日遅いようであります。いよいよ本格的な夏の到来でありますので、熱中症には十分気をつけていただきたいと思います。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年第 4 回（7 月）辰野町議会臨時会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 4 回臨時会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第 4 回辰野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用のところご出席を賜り心から感謝を申し上げますところであります。今月 9 日夕方、南木曾町を襲った土石流により一家 4 人が巻き込まれ、中学生 1 人が犠牲になった痛ましい土石流災害、今災害で被害に遭われた皆さんに対し見舞いを申し上げます。南木曾町では雨が降り始めたのは午後 3 時 50 分ごろ、土石流が起きた 5 時 40 分までの間に 1 時間あたり 70 ミリの雨を観測し、観測史上最多を記録した豪雨災害であります。当町におきましても 8 年前のこの時期であります。梅雨前線の活動が活発となり 400 ミリを超える記録的な大雨により、甚大な被害を受けたことはまだ記憶に新しいところでございます。また、先週 20 日の日に 23 日ごろから諏訪市西山箕輪ダム上流、沢底地区などに降った大雨の影響により、沢底山寺林道射撃場線、樋口河子沢町道 55 号線、林道柳沢線ほかに土砂の流出などがあり、数箇所被害があり仮復旧を行わなければならない状況となっております。詳しくはこの後の全員協議会で報告をさせていただきたいと思います。梅雨前線の停滞がもたらす災害は梅雨末期に起きることが多く、今後も関係機

関とともに気を緩めることなく、豪雨対策に意を注いでまいり所存でございます。第56回上伊那消防ポンプ操法大会、第31回ラッパ吹奏大会が13日、飯島町で開かれ、あいにくの雨天の中ではありましたが、ポンプ車操法の部とラッパ吹奏の部において辰野町が優勝し、27日大町市で開かれる県大会に出場いたします。選手の皆さんの検討をお祈りするものであります。辰野町第五次総合計画の後期基本計画の策定にあたり、今回は住民の皆さんが地域をどのようにしていきたいか、町内17区の地域の思いを地域計画として策定し、町全体の計画の策定に入っていきたいと考え、17日の平出区を皮切りに17区でそれぞれ3回にわたり寄り合い会議を開催し、課題や魅力を話し合い、これからの地域におけるまちづくりの取り組みの方向を決めてまいりたいと考えております。各地区ごとから出されたアイデアを基に、第五次総合計画後期基本計画に地域計画として盛り込んでまいりたいと思います。さて、今臨時会でご審議いただきます議案は国の地域介護福祉空間整備等施設整備交付金の内示などによる平成26年度一般会計補正予算（第2号）、損害賠償の額の決定及び和解について、専決処分の報告の3件でございます。提案時ご説明申し上げますので、慎重審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます、臨時会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席6番、矢ヶ崎紀男議員、議席7番、熊谷久司議員を指名いたします。日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の付議事件は、あらかじめ告知のとおりでありますので、会期を本日、一日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日、一日と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成26年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは平成26年度辰野町一般会計補正予算（第2号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は平成25年7月15日発生のケヤキの倒木事故に伴う解決金と、上島いきいき交流センター建設工事の補正予算であります。この補正

総額は 3,335 万円の追加であり、予算総額は84億 8,565 万円となります。その概要を申し上げますと歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、繰越金の増額であります。歳出につきましては、総務費では倒木事故解決金を増額、民生費では上島いきいき交流センター建設工事の増額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第 1 号、平成26年度辰野町一般会計補正予算(第 2 号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。日程第 4、議案第 2 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第 2 号、損害賠償の額の決定及び和解についてご説明を申し上げます。町が損害賠償の責めを負う事故について、損害賠償額の決定及び和解をするため地方自治法第96条第 1 項第12号及び第13号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては公用車を運転して、役場駐車場から町道に出たところ、前方をよく確認していなかったため停車中の相手車に気がつかず追突したものでございます。損害賠償額は52万 5,687 円。内訳として修繕費46万 687 円。レンタカー代 6 万 5,000 円です。当事者双方は今後本件に関して裁判所または裁判以外において、一切の異議及び請求の申し立てをしないことで和解し、全国町村会総合賠償補償保険金にて支払いをするものです。以上、提案理由をご説明いたしました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。これより議案第2号、損害賠償の額の決定及び和解についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。日程第5、地方自治法第180条の規定による報告事項がありますのでお聞き取り願います。報告第1号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第1号、専決処分の報告について報告させていただきます。地方自治法第180条の規定により町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をしたので報告いたします。今回は4件でございます。1件目は自家用車の財物事故であります。事故発生は4月20日、町道2164号線、赤羽地籍の沢底川に架かる橋でございます。走行中、ガードレールの羽が通常より道路側に突出していて、後方側のドア及びホイールハウスを破損したものでございます。町側の過失割合3割で全国町村会総合賠償補償保険金にて示談となり、賠償金額が7万7,805円を支払ったものです。専決日は6月30日です。2件目は自家用車の財物事故であります。事故発生は4月27日です。町道1240号線、石川島体育館南側であります。を走行中、道路側溝に架けてあったグレーチングの蓋が跳ね上がり燃料タンクを破損したものでございます。全国町村会総合賠償補償保険金にて示談となり、賠償金額は6万3,863円を支払ったものです。専決日は6月30日です。3件目は、水道水の濁水による財物事故であります。事故発生は5月19日、高畑第1水源において取水井低水位により発生した濁り水が町内光学工場の受水槽に流入したため、同工場は生産業務を停止させ、受水槽の清掃及び洗浄作業を行った。全国町村会総合賠償補償保険金にて示談となり、賠償金額は9万2,000円を支払ったものです。専決日は7月10日です。4件目は3件目と同様で町内食品製造工場に濁水が配水されたため工場は水道水の使用を停止し、出荷保留、一部出荷製品の回収、品質保証のための製品検査などを行ったものです。全国町村会総合賠償補償保険金にて示談となり賠償金額は14万3,082円を支払ったものです。専決日は7月10日です。以上、報告させていただきました。

○議 長

只今報告がありました。報告事項でありますので、特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結いたします。以上で、本臨時会に付議された事件は、全部終了いたしました。よって、平成26年第4回（7月）辰野町議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。

#### 11. 閉会の時期

7月24日 午前 10時 14分 閉会

この議事録は、議会事務局長 武井庄治、庶務係長 菅沼由紀の記録したものであって内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 6番

署名議員 7番